

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査（行政監査）について、その結果を次のとおり公表します。

平成23年2月25日

奈良県監査委員	谷 川 正 嗣
同	南 田 昭 典
同	井 岡 正 徳
同	高 柳 忠 夫

平成22年度

行政監査結果報告書

平成23年2月

奈良県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象機関	1
4	監査の実施時期	1
5	監査の実施方法	1
6	監査の着眼点	1
	(1) 使用許可について	1
	(2) 法改正に対応した有効な取り組みについて	2
第2	監査の結果	2
1	本県における状況	2
	(1) 自動販売機について	2
	(2) 売店について	6
2	都道府県の状況	9
	(1) 庁舎や公の施設などに設置される自動販売機の状況について	9
	(2) 庁舎や公の施設などに設置される売店の状況について	12
第3	監査意見	14
1	自動販売機について	14
2	売店について	14

資料編

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「県の施設に設置される自動販売機等について」

2 監査の目的

本県では、庁舎などの行政財産に設置される自動販売機や売店について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に基づき当該施設の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可（以下「使用許可」という。）している。

平成18年の法改正により、行政財産の貸付範囲が拡大され、個々の行政財産の性質を踏まえつつ有効活用をすることが可能となった（法第238条の4第2項第4号による貸付（以下「貸付」という。）。〔資料1、資料2参照〕

これを受けて、既に他の都道府県において行政財産内に設置する自動販売機や売店について公募による貸付等が拡大しており、新たな収入確保の方策として効果を上げている。

本県においても、多くの自動販売機や売店が設置されているため、設置についての手続きの透明性・公平性の確保、県有資産の一層の効果的な活用の観点から検証し、今後の事務の改善に資するため監査を実施した。

3 監査対象機関

自動販売機及び売店に対して使用許可を行っている県の全ての機関を対象とした。

4 監査の実施時期

平成22年7月から平成23年2月までの期間に実施した。

5 監査の実施方法

監査対象機関から監査調書の提出を求め、監査を実施した。

各都道府県財産管理担当課に自動販売機及び売店の設置状況にかかる調査票及び資料の提出を依頼し調査した。

6 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を着眼点とした。

(1)使用許可について

① 使用許可の状況はどうか

- ② 使用許可の相手方の状況はどうか
- ③ 使用料の減免の状況はどうか
- ④ 光熱水費の徴収の状況はどうか

(2) 法改正に対応した有効な取り組みについて

第2 監査の結果

1 本県における状況

(1) 自動販売機について

① 使用許可の状況について

平成21年度において、使用許可により県の施設に設置されている自動販売機は401台であった。自動販売機の使用許可場所は、土地の一部の使用許可を受けているものが197台(49.1%)、建物の一部の使用許可を受けているものが204台(50.9%)であった。

教育委員会が所管する152台のうち、県立学校には144台使用許可されており、全体の35.9%を占めていた。県立学校における1校あたりの平均使用許可台数は、4.4台であった。

医療政策部が所管する68台のうち、県立病院には66台が使用許可されていた。

表1【部局別使用許可台数】

[単位:台]

部局	使用許可された財産の種類(注1)		計
	土地	建物	
知事公室	2	1	3
総務部	2	28	30
地域振興部	5	0	5
文化観光局	0	12	12
健康福祉部	1	4	5
医療政策部	3	65	68
くらし創造部	9	1	10
産業・雇用振興部	2	6	8
農林部	35	3	38
土木部	3	6	9
まちづくり推進局	4	2	6
教育委員会	126	26	152
警察本部	5	50	55
計	197	204	401

表2【施設別使用許可台数】

[単位:台]

施設	土地	建物	計
本庁舎・分庁舎	0	21	21
法蓮・総合庁舎	2	7	9
出先庁舎	8	19	27
県立病院	2	64	66
県立大学	5	0	5
県立学校 (注2)	126	18	144
警察本部・警察署	5	50	55
公の施設	49	25	74
計	197	204	401

(注2) 県立学校は高等学校及び特別支援学校

(注1) 使用許可された財産の種類については、昭和39年9月8日付け総務部長通知「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条例及び奈良県公有財産規則の施行について」の別紙2「行政財産使用料条例の施行について」の第3により、県有地の一部を使用し地代相当額のみを使用料として徴収しているものを「土地」、建物の一部を使用する場合を「建物」として区分した。

401台のうち、当初に使用許可を行った年度が不明である自動販売機は、213台(53.1%)であり、ほぼ半数を占めた。

表3【当初に使用許可を行った年度別台数】 [単位:台]

昭和63年度 以前	平成元年度 ～平成10年度	平成11年度 ～平成20年度	新規許可 (平成21年度)	不明	計
56	38	74	20	213	401

② 使用許可の相手方について

401台の自動販売機は、すべて申請に基づき使用許可したものであり、公募によるものはなかった。

新規使用許可20台を除く381台のうち377台は、前年度に使用許可を受けていた団体等からの継続の申請に基づき使用許可を行っていた。前年度とは異なる団体等に対し使用許可を行っていた4台については、前年度に使用許可を受けていた団体等が事業撤退したことにより許可の相手方が変更されたものであった。

表4【使用許可の相手方について】 [単位:台]

新規	継続		計
	前年度と同じ団体等に許可	前年度と別団体等に許可	
20	377	4	401

奈良病院に新規で使用許可された5台は、新型インフルエンザの流行によりマスクを販売する目的によるものであった。

表5【施設別新規使用許可台数】 [単位:台]

施設名	台数	施設名	台数
奈良県社会福祉総合センター	1	畝傍高等学校	1
奈良病院	5	王寺工業高等学校	1
郡山保健所	1	十津川高等学校	1
吉野保健所	1	警察本部第二庁舎	1
第二浄化センタースポーツ広場	1	運転免許課	2
教育研究所	1	西和警察署	2
社会教育センター研修施設	1		
橿原高等学校	1	計	20

使用許可を受けた団体等（以下「使用許可団体等」という。）の内訳は、学校の育友会等(139台)、病院共済会(65台)、互助会・互助組合(32台)で、全体の58.9%(236台)であった。会社法上の法人は58台であり、全体の14.5%であった。

表6【施設別使用許可団体等の状況】

[単位:台]

部 局	互助会・互助組合	育友会等 (PTAを含む)	病院共済会	会社上の法人	個人商店	指定管理者	福祉団体等	自治会	その他団体	計
本庁舎・分庁舎	20			1						21
法蓮・総合庁舎	8			1						9
出先庁舎	4			8	4		10		1	27
県立病院		1	65							66
県立大学									5	5
県立学校		137		2	5					144
警察本部・警察署				39	13				3	55
公の施設		1		7	2	12	12	2	38	74
計	32	139	65	58	24	12	22	2	47	401

③ 使用料について

使用料の額については、奈良県行政財産使用料条例（昭和39年3月奈良県条例第42号。以下「条例」という。）別表に定められており、使用許可申請の内容に応じ、財産の種類、使用面積、建物の価値等を基にして算定されている。

（昭和39年9月8日付け総務部長通知「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条例及び奈良県公有財産規則の施行について」の別紙2「行政財産使用料条例の施行について」の第3）

自動販売機1台あたりの平均使用許可面積（ゴミ箱を含む。）は0.99㎡であった。401台のうち、91.8%にあたる368台は使用料を徴収していた。平成21年度の使用料の合計額は3,081,494円であり、自動販売機1台あたりの使用料は年額7,685円であった。

使用料については、条例第4条に減免できる場合が規定されている。一部又は全部の減免を行っている自動販売機は126台(31.4%)であり、そのうち県立学校に使用許可された93台については、その施設の用途目的等を考慮し、平成21年2月9日付け総務部長通知「自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について」に基づき使用料の30%を減免していた。

また、公の施設である中央卸売市場に使用許可された33台は、市場関係者の福利厚生及び市場利用者の便益を図るため、条例第4条第1項第2号に基づき100%減免を行っていた。

表7【施設別減免・使用料の状況】

[単位:台]

施設	減免あり		減免なし	計	平成21年度の 使用料徴収額 [円]
	100%減免	30%減免			
本庁舎・分庁舎			21	21	507,251
法蓮・総合庁舎			9	9	111,160
出先庁舎			27	27	293,483
県立病院			66	66	487,885
県立大学			5	5	41,769
県立学校		93	51	144	338,029
警察本部・警察署			55	55	744,435
公の施設	33		41	74	557,482
計		126	275	401	3,081,494

*1台当たりの年額使用料 3,081,494円÷401台=7,685円

電気料金については、平成21年度に徴収しているものが368台、徴収していないものは33台であった。徴収していない理由は、自動販売機の使用許可団体等が直接電力会社に支払っているものや、電気を使用しない自動販売機等であり、電気料金は使用許可団体等が実質的にすべて負担していた。

表8【平成21年度の電気料金の徴収状況】

[単位:台]

徴収した	徴収していない	計
368	33	401

④ 売上状況について

401台の自動販売機のうち、売上状況を把握しているのは44台であり、その内訳は県立学校が38台、公の施設が5台、警察署が1台であった。

表9【売上状況の把握について】

[単位:台]

売上状況を把握			売上状況は把握していない	計
売上額を把握している	売上本(個)数を把握している	売上額と本(個)数を把握している		
27	9	8	357	401

⑤ 販売品の内訳について

401台のうち、86.5%にあたる347台が飲料を販売する自動販売機であった。それ以外の54台は、たばこや食品、プリペイドカード、新聞、マスク等を販売するものであった。プリペイドカード、新聞、マスク等を販売する自動販売機は、すべて県立病院に使用許可されたものであった。

表10【施設別販売品の内訳】

[単位:台]

施設	飲料	飲料 食品	食品	たばこ	プリペイ ドカード	マスク・ 衛生用品	新聞	計
本庁舎・分庁舎	17			4				21
法蓮・総合庁舎	8			1				9
出先庁舎	25	1		1				27
県立病院	44		7		5	7	3	66
県立大学	5							5
県立学校	141	1	2					144
警察本部・警察署	41		5	9				55
公の施設	64		2	8				74
計	345	2	16	23	5	7	3	401

(2) 売店について

① 使用許可の状況について

平成21年度において、使用許可により県の施設に設置されている売店は36か所であった。教育委員会が所管する24か所のうち23か所は県立学校であり、全体の63.9%を占めていた。医療政策部が所管する3か所は県立病院であった。

表11【部局別使用許可数】

[単位:か所]

部局	使用許可場所の 財産の種類		計
	土地	建物	
総務部	0	3	3
地域振興部	0	1	1
健康福祉部	0	1	1
医療政策部	0	3	3
くらし創造部	0	1	1
産業・雇用振興部	0	1	1
農林部	0	2	2
教育委員会	0	24	24
計	0	36	36

表12【施設別使用許可数】

[単位:か所]

施設	使用許可数
本庁舎	1
総合庁舎	2
県立病院	3
県立大学	1
県立学校	23
公の施設	6
計	36

当初の使用許可時期については、昭和63年度以前に使用許可されたものが15か所(41.7%)、年度が不明であるものが10か所(27.8%)であった。

表13【当初に使用許可を行った年度別か所数】

[単位:か所]

昭和63年度 以前	平成元年度 ～平成10年度	平成11年度 ～平成20年度	新規許可 (平成21年度)	不明	計
15	5	4	2	10	36

② 使用許可の相手方について

36か所の売店はすべて申請に基づき使用許可したものであり、公募によるものはなかった。

そのうち、34か所は継続の申請に基づき、前年度と同じ使用許可団体等に使用許可したものであった。平成21年度に新規許可された2件のうち、奈良県社会福祉総合センターの売店は指定管理者に使用許可されたものであった。

また、中小企業会館内の売店（「きてみてならSHOP」）は、従来展示即売業務委託契約に基づき設置されていたが、平成20年度末に同契約を終了し、平成21年度から同契約の相手方に対して新たに使用許可されたものであった。

表14【使用許可の相手方について】 [単位:か所]

新規	継続		計
	前年度と同じ団体等に許可	前年度と別の団体等に許可	
2	34	0	36

使用許可団体等の状況は、県立学校では育友会等、本庁舎・総合庁舎では互助会、県立病院では病院共済会がそれぞれ使用許可を受けていた。

表15【施設別使用許可団体等の状況】 [単位:か所]

施設	互助会	育友会等 (PTAを含む)	病院共済会	地方公共団体	会社法上の法人	個人商店	指定管理者	その他団体	計
本庁舎	1								1
総合庁舎	2								2
県立病院			3						3
県立大学								1	1
県立学校		23							23
公の施設				1	1		1	3	6
計	3	23	3	1	1	0	1	4	36

③ 使用料について

36か所の売店のうち、13.9%にあたる5か所から使用料を徴収しており、平成21年度の使用料の合計額は3,831,778円であった。

34か所は減免されており、そのうち31か所は、職員、学生、病院における入院患者等県の施設を利用する者の福利厚生のために使用させるため等の理由により、条例第4条第1項第2号又は第3号に基づき100%減免を行っていた。

使用料を徴収した5か所のうち3か所については、使用料の一部について減免しており、奈良県社会福祉総合センター（減免率80%）の売店は、指定管理

者の事業の用に供するため、野外活動センター（減免率52.9%）の売店は施設利用者が夏期に集中し、年間を通じての効率的な運営が困難であるとして減免を行っていた。また、中小企業会館内（減免率50%）の売店は、平成21年度のみ措置として減免を行っていた。

表16【施設別減免・使用料の状況】

[単位:か所]

施設	減免あり					減免なし	計	平成21年度の 使用料徴収額 [円]
	100% 減免	80% 減免	52.9% 減免	50% 減免	小計			
本庁舎	1				1		1	0
総合庁舎	2				2		2	0
県立病院	3				3		3	0
県立大学	1				1		1	0
県立学校	23				23		23	0
公の施設	1	1	1	1	4	2	6	3,831,778
計	31	1	1	1	34	2	36	3,831,778

電気料金については、平成21年度に徴収していたものが27か所、徴収していなかったものが9か所であった。徴収していなかった理由は、売店の使用許可団体等が直接電力会社に支払っていたものや、電気を使用しなかったものであり、電気料金は使用許可団体等が実質的にすべて負担していた。

表17【平成21年度の電気料金の徴収状況】

[単位:か所]

徴収した	徴収していない	計
27	9	36

④ 売上状況について

36か所の売店のうち、売上状況を把握しているのは12か所であり、その内訳は県立学校が9か所、公の施設が3か所であった。

表18【売上状況の把握について】

[単位:か所]

把握している	把握していない	計
12	24	36

⑤ 販売品の内訳について

36か所の売店では、主に飲料やパン、弁当などを販売していた。施設により販売品には特色があり、その例としては、県立学校では学校指定用品・文具、野外活動センターではキャンプファイヤー用品、うだ・アニマルパーク動物学習館では地域の野菜、果物などを販売していた。

表19【施設別販売品の内訳】（複数回答）

[単位：か所]

	飲料	菓子	パン等	インスタント食品	弁当	たばこ	日用品	図書	プリペイドカード	衣類	名産品	学校指定用品	等用品 キヤンブファイヤー	文具
本庁舎	1	1	1	1	1	1	1		1		1			
総合庁舎	2	2		1		2	2							
県立病院	3	3	3	3	3		3	2	2	2				
県立大学	1	1	1	1	1		1	1						
県立学校	10		17	2	8		2			8		6		15
公の施設	4	2	3	1	1	1	1	2	1		3		1	
計	21	9	25	9	14	4	10	5	4	10	4	6	1	15

2 都道府県の状況

各都道府県（以下「県」という。）の財産管理担当課に対し、自動販売機及び売店の設置について、その公募状況を調査した。

(1) 庁舎や公の施設などに設置される自動販売機の状況について

① 公募の状況について

平成22年7月1日現在で、47都道府県のうち29県(61.7%)が自動販売機の設置者の選定について、公募(一部の自動販売機のみでの公募を含む。)を実施していた。

公募を行った29県のうち、18県は貸付により、11県は使用許可により設置を行っていた。

公募を実施していない18県(38.3%)のうち、15県が導入を検討しており、平成22年度中に2県、平成23年度に10県が公募を実施する予定であり、導入を検討していないのは3県であった。〔資料3 参照〕

表20【公募実施状況】

公募している			公募していない				計
貸付	使用許可	小計	平成22年度から導入予定	平成23年度から導入予定	導入を検討(時期未定)	検討していない	
18	11	29	2	10	3	3	18
							47

自動販売機の公募を導入した県は平成20年度の4県から、平成21年度は20県と急増した。

表21【公募を導入した時期】

平成15年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
1	2	4	20	2	29

② 設置者の選定方法について

公募を実施している29県の設置者の選定方法では、44.8%にあたる13県が入札により決定しており、公募型プロポーザル方式が3県、自動販売機の設置場所により公募型見積競争か公募型プロポーザル方式かを選択して実施しているものが1県、公募型見積競争が10県であった。

表22【設置者の選定方法】

貸 付					使用許可						計
入札	公募型プロポーザル	公募型見積競争	その他	小計	入札	公募型プロポーザル	公募型見積競争か公募型プロポーザルかを選択	公募型見積競争	その他	小計	
11	0	6	1	18	2	3	1	4	1	11	29

(注3) 公募型プロポーザルで重視した項目は、売上手数料(率)、販売単価、管理運営体制、AED機能や災害対応機能(災害時に自動販売機内の飲料を無償提供)の付加などであった。

公募を実施した29県のうち、鳥取県は原則すべての自動販売機で公募を行っていたが、28県は一部の自動販売機での公募を実施したものであった。自動販売機の設置台数を把握している18県の状況をみると、数台の自動販売機の公募を試行的に実施した県では実施率が0.4%のところもあり、公募導入の割合は県によりかなりの差があった。

表23【公募している県における全台数に対する公募台数の割合(全台数が不確定なものを除く)】

1%未満	1%以上 10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上	計
2	4	2	3	4	1	2	18

公募を実施した29県のうち13県では、一部設置者が決定しなかった自動販売機があり、その理由は応募がなかったもの、設置者からの提案賃借料が最低予定価格未満であったもの、設置者が契約を辞退したものであった。

公募の例としては、1台に対し10以上の業者から応募があったものや、応募がなかったものなど、設置場所により応募者数に大きな違いがあった。

設置者が決定しなかった県の中には、設置場所を管理する所属と自動販売機の必要性について協議し、再度公募するか廃止するかを決定していたところもあった。

表24【公募による結果】

成立	一部で不調有り	計
16	13	29

③ 貸付料又は使用料の決定方法について

公募を実施した29県のうち、2県は条例に基づき使用料を算定し、価格競争は行っていなかった。価格競争を行った27県については、「入札等を実施し、落札金額等を貸付料又は使用料とする」ものが21県、「条例に基づく使用料と県が設定する納付金（最高申込価格）を徴収する」ものが2県、「条例に基づく使用料と販売額に一定料率を乗じた額を徴収する」ものが3県、「条例に基づく使用料と販売額に一定料率を乗じた額又は設置料（最高額）を徴収する」ものが1県であった。〔資料4参照〕

（注4） 条例に基づく使用料に「県が設定する納付金」又は「販売額に一定料率を乗じた額」を含めたものを、以下「使用料等」という。

④ 公募時点での使用許可又は貸付の期間について

貸付を行っている18県では、貸付期間が3年のものが12県、5年のものが5県であり、いずれも更新は行っていなかった。

使用許可を行っている11県のうち、使用許可期間1年で更新するものが8県、使用許可期間3年で更新しないものが3県であった。

表25【使用許可・貸付の期間と更新の状況について】

貸付				使用許可			計
3年更新なし	5年更新なし	その他	計	1年更新あり	3年更新なし	計	
12	5	1	18	8	3	11	29

⑤ 公募による効果等について

公募の導入による効果として、設置者選定の透明性が確保されたことや収益が改善したことなどを挙げる県があった。

なお、収益については29県のうち27県において改善がみられた。収益に変化のなかった2県は、設置者の選定については公募を行っていたが、使用料については価格競争を実施していなかった。

価格競争を実施した27県のうち、条例に基づく使用料と販売額に一定料率を乗じた額を徴収する4県と設置台数が不明等の2県を除いた21県における1台あたりの自動販売機の貸付料又は使用料等は、都道府県によりばらつきがあるが、平均すると年額約559千円であった。

大阪府は、平成19年度から平成21年度までに636台の公募を行い、年間使用料は6,050千円から443,260千円になり、1台当たりの平均年間使用料が公募前の10千円から公募後は697千円となった。

平成21年度に公募を実施した茨城県では、警察署に設置された自動販売機について、公募前は減免により使用料の徴収を行っていなかったが、公募後は、貸付料が1台で年額3,383千円になるなど収益が増加した。

平成22年度には、長崎県が県施設にある全自動販売機の約3割にあたる115台について一般競争入札を実施し、うち106台で入札が成立した。落札額は年額で52,855千円、1台当たりの平均年間貸付料は前年度の9千円から499千円となった。

(2) 庁舎や公の施設などに設置される売店の状況について

① 公募の状況について

平成22年7月1日現在で、47都道府県のうち6県(12.8%)が本庁舎等に設置する売店について、売店設置者の選定を公募により実施していた。

公募を実施した6県のうち、貸付によるものが1県、使用許可によるものが5県であった。

公募を実施していない41県(87.2%)のうち、8県が公募を検討しており、2県が平成23年度に公募実施予定で、6県は検討しているものの実施時期は未定であった。

公募を実施していない41県のうち、27県は公募の検討を行っていなかった。その理由としては、「職員の福利厚生団体（職員互助会、職員生協等）が運営主体であるため」、「食堂等と一体的に使用許可しているため、売店のみ公募することができない」、「使用料を減免しても経営が厳しい状況であるため」などであった。〔資料5参照〕

表26【公募実施状況】

公募している			公募していない					計
貸付	使用許可	小計	平成23年度から導入予定	導入を検討(時期未定)	導入を検討していない	その他(導入検討状況について未回答)	小計	
1	5	6	2	6	27	6	41	47

② 設置者の選定方法について

公募を実施した6県すべてにおいて、公募型プロポーザルを実施し設置者を決定していた。売店だけでは採算がとれず、出店者を募るのが困難であるという理由で自動販売機の設置も含めた公募を行ったものや、食堂単独では赤字経営となるため売店との一体経営として公募したものがあつた。鳥取県では平成21年度に地方庁舎で公募を行ったが、不調に終わったため売店を廃止し、代替として自動販売機を設置した。

企画内容については、品目の構成及び価格、管理体制の信頼性及び具体性、店舗の外観、安定的かつ継続的な店舗運営並びに地産地消の推進等様々な観点からの審査が行われていた。

③ 貸付料又は使用料等の決定方法について

公募を実施した県のうち、4県は条例に基づき使用許可の面積に応じて使用料を算定し、価格競争は行っていなかった。

価格競争を行っている2県のうち岡山県では、応募者からの企画提案内容を総合的に審査して最も評価が高いものを出店者として選定し、使用料のほか、提案に基づき売上金に応じて算定する出店料率を決定していた。

④ 公募時点での貸付又は使用許可の期間について

貸付を行っている1県は貸付期間5年で更新はない。使用許可を行っている5県のうち、使用許可期間が1年で更新するものが2県、使用許可期間2年で更新するものが1県、使用許可期間3年で更新しないものが2県であった。

表27【使用許可・貸付の期間と更新の状況について】

貸付	使用許可				計
	1年 更新あり	2年 更新あり	3年 更新なし	計	
5年 更新無し	2	1	2	5	6

⑤ 公募による効果等について

公募することにより設置者選定の透明性が確保されたこと、以前よりは営業時間が長くなったこと、品揃えが充実したこと、収益が改善されたことなどを公募導入の効果であるとした例もあった。

その一方で、従前の売店と設置場所を変更して公募したため売場面積が狭くなり、品目や数が減少した県や以前と状況が変わらないとする例もあった。

なお、公募導入による収益の状況については、改善があったのは4県、変化がなかったのは2県であった。

収益の改善した4県のうち3県については、公募前には使用料の減免が行われていたが、公募後は、佐賀県では1か所で年額2,579千円の使用料を徴収、岡山県でも条例に基づき算出した使用料と売上金に応じて算定する出店料を徴収することとなった。また、広島県では、食堂の付随施設としての貸付を行い、貸付料を徴収することとなった。

収益に変化のなかった2県のうち、北海道は行政財産使用料条例に基づき算出した使用料を徴収し、鳥取県では地方庁舎での売店の使用料を徴収すると赤字になるため使用料の減免を行っていた。

第3 監査意見

1 自動販売機について

本県には平成21年度において、使用許可により設置された401台の自動販売機があったが、公募の例はなかった。本県が使用許可を行っている自動販売機は、条例に基づき使用料を徴収しているが、その1台あたりの平成21年度の平均使用料は年額7,685円であった。

他県では設置者の選定方法を見直し、貸付や使用許可の方法により自動販売機を設置することで、大幅な増収を図っている事例が多くあった。平成21年度において公募(一部の自動販売機のみでの公募を含む。)を導入している29県のうち、1台あたりの貸付料又は使用料等の算出が可能な21県の年額の平均は、都道府県によりばらつきがあるが約559千円であった。

- ・ これらを踏まえて、本県でも、設置者の選定手続きの競争性、公平性及び透明性を確保するとともに、県有資産の一層の有効活用の観点から、個々の自動販売機の利用状況を把握したうえで、適当と判断されるものから適切な方法の選択により順次公募を行うなど、公募の導入について積極的に検討を進められたい。
- ・ なお、条例に基づき使用料の100%減免を行っていたところがあったが、平成21年4月1日以降は自動販売機については原則として使用料を徴収することとされた(「自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について」(平成21年2月9日付け総務部長通知))ことから、使用料の減免については、さらに慎重な手続きが望まれる。

2 売店について

本県には平成21年度において、使用許可により設置された36か所の売店があったが、そのほとんどは前年度の使用許可団体等が継続して使用許可を受けていた。

他県では、平成21年度において6県で公募されており、コンビニエンスストアが設置されたことにより、営業時間が長くなり品揃えが充実した事例もあったが、一方で売店だけでは単独で公募すると採算がとれないため、出店者を募るのが困難であるとし、本庁舎の自動販売機の設置も含めた公募や食堂との一体経営としての公募を行っていた事例や不調に終わったため売店を廃止した事例もあった。

- ・ これらを踏まえて、本県でも、利用状況や利用者のニーズ等を把握するとともに、他県の動向などを見極め、公募についての調査・研究を進められたい。

[今回の調査にあたり、ご協力をいただいた各都道府県に厚く感謝申し上げます。]

資 料 編

【資料1】 行政財産の貸付及び使用許可について

【資料2】 行政財産の貸付及び使用許可等に関する法令

【資料3】 都道府県における公募による自動販売機の設置状況

【資料4】 貸付料又は使用料の決定方法（自動販売機）について

【資料5】 都道府県における公募による売店の設置状況

■ 行政財産の貸付及び使用許可について

資料1

	貸 付	使用許可
趣 旨	市町村合併や行政改革の進展、少子化の動向などから庁舎や学校等の空きスペースの有効活用等が検討されていることから、地方公共団体において個々の行政財産の性格を踏まえつつ、有効活用等をすることができるようにすることが適切であると考えられ、平成18年に、現行の行政財産に係る制度のスキームの基本は維持しつつ、新たに一定の場合に建物の一部を貸し付けることができることとする等の改正が行われた。	行政財産によっては、本来の用途又は目的外に使用させても、本来の用途又は目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもあり、また、行政財産の本来の用途又は目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地からみて、その用途又は目的以外についても使用を認めることが適当であることがあるので、行政上の許可処分として使用させることが認められている。
法令の規定	行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合（当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合※）において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けることができる。 【法第238条の4第2項第4号】 【※法施行令第169条の3】	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 【法第238条の4第7項】
法律上の位置付け	私法上の契約	公法上の行政処分
貸付(使用)料	契約による	条例で定めなければならない 【法第228条第1項】 【奈良県行政財産使用料条例】
期 間	長期安定的な利用が可能	なるべく短い期間とすることが望ましく、通常1年以内を原則
解除等の可否	公用又は公共用に供するため必要が生じたときは解除可 【法第238条の4第5項により法第238条の5第4項を準用】	公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは取消可 【法第238条の4第9項】
解除等に伴う損失補償	補償要 【法第238条の4第5項により法第238条の5第5項を準用】	公用又は公共用に供するため必要が生じたときは原則として補償不要 【S49. 2. 5最高裁判決】 【『地方財務実務提要』地方自治制度研究会編 6905頁】
借地借家法の適用	適用あり	適用除外 【法第238条の4第8項】

(注)：上記での法とは地方自治法である。

行政財産の貸付及び使用許可等に関する法令

貸付及び使用許可関係		使用料関係	
地 方 自 治 法	<p>【第238条の4（行政財産の管理及び処分）】</p> <p>1 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>⑤、⑥ 略</p> <p>3、4 略</p> <p>5 前3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>6 略</p> <p>7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は、これを適用しない。</p> <p>9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>【第238条の5（普通財産の管理及び処分）】</p> <p>1～3 略</p> <p>4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。</p> <p>5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。</p> <p>6～9 略</p>	地方自治法	<p>【第228条（分担金等に関する規制及び罰則）】</p> <p>分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）</p> <p>2、3 略</p>
		<p>奈良県行政財産使用料条例</p> <p>【第1条(趣旨)】</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>【第2条(使用料の納付)】</p> <p>行政財産を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>【第3条(使用料の額)】</p> <p>使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>【第4条(使用料の減免)】</p> <p>知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。</p> <p>① 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>② 職員等の福利厚生又は病院等の利用者等の便益を図ることを目的とする団体がそれらの目的のため使用するとき。</p> <p>③ 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。</p> <p>【第5条】、【第6条】 略</p> <p>【別表(第3条関係)】</p> <p>1、2 略</p> <p>3 前2号により難しい使用 前2号に準じて知事が定める額</p>	
地 方 施 行 令	<p>【第169条の3（行政財産である庁舎等を貸し付けることができる場合）】</p> <p>地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とする。</p>		<p><参考></p> <p>使用料の額については、地方自治法第228条の規定に基づき、奈良県行政財産使用料条例第3条の別表に定められている。同条では、使用の多く予想される財産及び通常考えられる使用形態についてのみ定額をもって定め、それ以外の使用の場合の使用料の額についてはこれらに準じて「知事が定める額」とすることとしている。</p> <p>ただし、この場合であってもあらかじめ全てについて使用料の額を定めておくことができないため、許可申請の内容に応じ財産の種類、使用期間、使用形態等を考慮して、その都度定めることとし、その場合の一般的な算出方法を示している（昭和39年9月8日付け総務部長通知「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条例及び奈良県公有財産規則の施行について」の別紙2「行政財産使用料条例の施行について」の第3。）</p>

■ 都道府県における公募による自動販売機の設置状況

都道府県	貸付又は使用許可の別		収益の改善	公募を導入した年月	備 考
	貸 付	使用許可			
北海道		○		H19.11	・福利厚生を目的とした売店設置の一部として公募（本庁舎と分庁舎の22台） ・行政財産使用料条例により使用料算定
福島県	○		○	H22.2	・H21年度112台公募（うち1台入札不調）。貸付料年額30,815千円 ・貸付期間5年（更新無し）
茨城県	○		○	H22.3	・H21年度279台公募（うち7台入札不調）。272台の貸付料年額198,555千円 ・最も収益が改善した例：年額0(減免)円/台→年額3,383千円/台（警察署設置）
栃木県	○		○	H22.3	・H21年度18台入札。貸付料年額13,587千円 ・H22年度も公募予定（貸付期間5年（更新無し））
群馬県	○		○	H21.1	・全設置台数699台のうち431台公募 ・貸付期間は5年（更新無し）
埼玉県	○		○	H22.3	・H21年度試行として27台公募。入札金額17,550千円 ・内容点と価格点の合計点数の最も高い者を設置予定業者とする総合的評価方式
千葉県		○	○	H21.3	・H21年度13台、平成22年度61台公募 ・行政財産目的外使用料(定額)と納付金を徴収 ・最低納付金以上の額でかつ最高価格で応募申し込みがあった者を設置業者に選定
福井県	○		○	H22.3	・公募型見積競争により136台公募 ・貸付期間3年（更新無し）
長野県	○		○	H22.1	・469台公募（うち49台入札不調） ・420台の入札金額年額145,683千円 ・最も収益が改善した例：年額17千円→年額1,981千円（図書館設置の1台）
岐阜県	○		○	H22.3	・75台公募（うち2台入札不調） ・最も収益が改善した例：年額1,849千円（自動車税事務所に新規設置分1台）
愛知県	○		○	H22.4	・H22年度460台公募 ・460台うち457台の入札金額年額324,096千円 ・最も収益が改善した例：年額3千円→年額2,310千円（運転免許センター設置の1台）
三重県	○		○	H22.3	・H22年度新規設置の2台公募 ・貸付料年額600千円/台 ・貸付期間3年（更新無し）
滋賀県		○	○	H22.2	・81台公募 ・81台うち71台の入札金額年額35,737千円 ・条例による使用料と納付金(原則として最高申込価格)徴収 ・使用許可期間3年（更新無し）
京都府		○	○	H22.2	・H22年度226物件公募し199物件で入札が成立 ・入札金額年額159,233千円 ・使用許可期間1年（更新有り）（最長更新年数は3年）
大阪府		○	○	H19.12	・H19年度～H21年度636台公募 ・使用料年額443,260千円 ・最も収益が改善した例：年額21千円→年額5,371千円（別館4階設置の1台）(税抜き)
兵庫県		○	○	H21.10	・H21年度199台公募 ・199台うち192台の使用料90,191千円(6か月分) ・最も収益が改善した例：年額13千円→年額5,144千円（警察署設置の1台） ・使用許可期間は3年（更新無し）
鳥取県		○	○	H15	・原則全ての自動販売機を公募 ・条例に基づき面積に応じて算定した使用料と設置契約を締結し売上額に対する取扱手数料を徴収
岡山県		○	○	H21.4	・本庁舎で11台公募 ・一般競争入札に準じた方式で売上手数料率を競争 ・条例による使用料と売上額に売上手数料率を乗じた金額を「納付金」として徴収
広島県	○		○	H22.1	・H21年度6台公募 ・県庁舎(南館を除く)で現在(H22.7.1時点)公募中で地方機関はH22年度内に公募予定
山口県		○	○	H22.3	・H21年度3台公募 ・使用料は面積に応じて算定した額と販売額に一定率を乗じて販売手数料を算定した額を徴収
香川県		○	○	H21.3	・条例で定めた使用料と設置料の合計額を徴収 ・設置料は部局により「金額提示(応募価格)」と「売上に対する設置料率」の2方法
高知県		○		H22.1	・H21年度2台公募 ・使用料は条例で定める率で算定 ・公募前と収益に変化は無し ・使用許可期間1年（更新有り）。最長更新年数は5年）
福岡県	○		○	H21.10	・公募実施済台数34台 ・貸付料年額30,570千円 ・最も収益が改善した例：年額16千円→年額2,673千円（高等技術専門学校設置の1台）
佐賀県	○		○	H21.7	・公募前はほとんどの所属で使用料を免除 ・最も収益が改善した例：年額0円→年額2,205千円（警察署設置の1台） ・貸付期間3年（更新無し）
長崎県	○		○	H22.4	・115台公募（うち落札は106台） ・106台の入札金額年額52,855千円 ・最も収益が改善した例：年額10千円→年額3,206千円（警察署設置の1台） ・初回の競争入札貸付期間2年8か月（更新無し）
熊本県	○		○	H22.2	・H21年度14台、H22年度4台公募 ・初回の貸付期間3年（更新無し）
大分県	○		○	H22.2	・H21年度125台公募 ・貸付期間3年(更新無し)
宮崎県	○		○	H22.2	・103台公募（うち落札は96台） ・96台の入札金額34,810千円 ・最も収益が改善した例：年額10千円→年額1,400千円（県庁舎設置の1台）
鹿児島県	○		○	H21.1	・H21年度89台、H22年度37台公募 ・貸付期間3年（更新無し）

■ 貸付料又は使用料の決定方法（自動販売機）について

貸付・使用許可の別	貸付料又は使用料等の徴収方式	貸付料又は使用料等の性質	貸付料又は使用料等の決定方法	採用都道府県数	備考
貸付	貸付契約方式	契約に基づく貸付料	契約に基づく (設置希望者による競争で決定)	18	<ul style="list-style-type: none"> ・私法上の契約となるため、柔軟な条件設定が可能 ・複数年の貸付ができるため、長期安定的な設置を望む設置者が価格面等で有利な条件を提示することが見込まれる ・借地借家法が適用され、解除の際は補償が必要
使用許可	従来型使用料方式	条例（委任規則等含む。以下同じ。）に基づく使用料	条例に基づく (建物価値等と使用面積に応じて決定)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、原則として補償を要することなく許可を取消することが可能 ・行政処分により行われるので借地借家法の適用なし ・原則として長期間の使用許可は不可 ・条例事項であるので柔軟な条件設定が困難
	競争型使用料方式		条例に基づく※1 (設置希望者による競争で決定)	3	
	従来型使用料と販売契約等の併用方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく使用料 + ・ 契約に基づく売上手数料等 	<ul style="list-style-type: none"> <使用料> 条例に基づく (建物価値等と使用面積に応じて決定) <売上手数料等> 契約に基づく※2 (設置希望者による競争で決定) 	6	

- ※1 条例の規定例 : 「一般競争入札または指名競争入札に付して使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札の落札金額とする。」
- ※2 契約書の規定例 1 : 「納付金の額は、年額 金〇〇〇円」とする。」 (納付金の額は募集時に設置者が提案した額)
- 契約書の規定例 2 : 「売上手数料は、各自販機の売上実績額に第〇条に規定する各自販機の売上手数料率をそれぞれ乗じて得た額とする。」
(売上手数料率は、募集時に設置者が提案した売上額に対する県に納付する率)

■ 都道府県における公募による売店の設置状況

都道府県	貸付又は使用許可の別		収益の改善	公募を導入した年月	備 考
	貸 付	使用許可			
北 海 道		○		H19. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、地方庁舎、警察署等で公募 ・使用料は条例に基づき算出（例：本庁舎売店（コンビニエンスストア）の使用料年額 約7,448千円（平成20年度））
東 京 都		○	○	H16. 07	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎売店（コンビニエンスストア）を公募 ・使用料は条例に基づき算出 ・H16年7月新規設置の売店を公募
鳥 取 県		○		H15	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、地方庁舎で公募 ・本庁舎売店はコンビニエンスストア ・使用料は条例に基づき算出 ・H21年度は地方庁舎の売店の公募を行ったが不調
岡 山 県		○	○	H21. 09	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁売店（コンビニエンスストア）の使用料：公募前は減免により年額0円→1㎡あたり年額11,873円と出店料（売上合計額に出店料率を乗じた額）を徴収 ・企画提案内容では売上に応じて算定する出店料率等を重視
広 島 県	○		○	H20. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・公募前は、使用料減免基準該当のため使用料は徴収せず ・食堂の公募において売店運營業務も対象 ・企画提案の審査結果を総合的に判断し選定委員会の合議により設置事業者決定
佐 賀 県		○	○	H21. 07	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁新行政棟地下1階売店（コンビニエンスストア）を公募 ・売店の営業時間：県庁開庁日の午前7時～午後8時 ・使用料：公募前は減免により年額0円→年額2,579千円